

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月18日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年2月25日

新居浜市長 石川 勝 行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

令和2年5月13日午前10時頃、主要地方道新居浜角野線（坂井町一丁目1番4号地先路上）において、追越し車線を南進中の公用車が、走行車線にはみ出し、走行車線を直進していた相手方の普通自動車と接触し、双方の車両が損傷した。

3 和解の内容

- （1）新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、  
金4万1,224円の支払義務があることを認める。
- （2）相手方は、新居浜市に対し、公用車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、

金 5, 930 円の支払義務があることを認める。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。